

資料 1

食育基本法と関係計画の概要

1 食育基本法の概要（平成17年法律第63号）

(1) 目的

健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現

(2) 主な内容

- ①食育の推進に当たって配慮されるべき事項など
- ②国、地方公共団体、教育関係者等の責務



第18条 市町村は、～中略～ 区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

2 第4次食育推進計画（国）の概要（令和3年度～概ね5年間）

	重点課題	基本的な取組方針
1	生涯を通じた心身の健康を支える食育	・国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2	持続可能な食を支える食育 ・食と環境の調和 <u>環境の環（わ）</u>	・食に関する感謝の念と理解 ・食育推進運動の展開
	・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化 <u>人の輪（わ）</u> ・日本の伝統的な和食文化の保護・継承 <u>和食文化の和（わ）</u>	・子供の食育における保護者、教育関係者等の役割 ・食に関する体験活動と食育推進活動の実践 ・我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
3	「新たな日常」やデジタル化に対応した食育	・食品の安全性の確保等における食育の役割

3 第4次埼玉県食育推進計画の概要（2019～2023年度）

	基本方針	施策
1	健全な体を育む	栄養バランスに配慮した食生活
		規則正しい食習慣・生活リズムの形成
		適正な特定健康診査・特定保健指導の普及
		歯科口腔保健の推進
2	豊かな心を培う	食を通じた豊かな心と身体の育成
		食文化への理解促進
		食を楽しむ環境づくりの推進
		自然の恩恵・生産者等への感謝
3	正しい知識を養う	食に関する普及・啓発
		食の安全・安心の確保
		地産地消の推進と環境保全への配慮

【イメージ】

